

前金	部分払
有	一回

平成28年度 営教総第1-3号

津市立西橋内中学校ほか3校普通教室空調設備設置工事に係る設計業務委託

業務場所	津市 東古河町ほか3町 地内				
業務期間	平成28年9月5日まで				
業務概要	西橋内中学校 普通教室 橋南中学校 普通教室 南が丘中学校 普通教室 香海中学校 普通教室 ※上記に係る空調設備設計業務委託 一式				
	理事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	主査 設計者
			設備担当主幹 検算者	設備担当 照査責任者	主査 設計者

特記仕様書

【現場の調査に関する事項】

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

【建築士法第24条の7及び8に関する事項】

契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

また、契約を締結したときは、建築士法第24条の8に基づく書面を交付すること。

<名札の例>

写 真	調査技術者
2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○
	件名 ○○○○○業務委託
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	社名 ○○○○株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市立西橋内中学校ほか3校普通教室空調設備設置工事に係る設計業務委託特記仕様書

1 目的

市内下記中学校普通教室を対象に空調設備を設置し、学習環境の整備を図る。

2 設計与条件

計画施設概要

ア 西橋内中学校

(1)所在地	東古河町 7-1
(2)連絡先	059-227-5245
(3)区域区分	第1種住居地域
(4)設置予定教室数	13教室
(5)新設空調機の種別	GHP

イ 橋南中学校

(1)所在地	上弁財町津興 2537-4
(2)連絡先	059-227-5781
(3)区域区分	第1種住居地域
(4)設置予定教室数	21教室
(5)新設空調機の種別	GHP

ウ 南が丘中学校

(1)所在地	垂水 2622-1
(2)連絡先	059-229-2831
(3)区域区分	第1種住居地域
(4)設置予定教室数	14教室
(5)新設空調機の種別	GHP

エ 香海中学校

(1)所在地	香良洲町 128
(2)連絡先	059-292-3612
(3)区域区分	第1種住居地域
(4)設置予定教室数	6教室
(5)新設空調機の種別	EHP

3 業務内容

- (1) 各学校の現地調査
- (2) 空調能力及び機器の選定
- (3) 機器設置場所及び配管経路等の検討
- (4) 電気容量及び電源供給に伴う配電路の検討
- (5) 実施設計図面の作成
- (6) 積算業務(設計書及び積算根拠)
- (7) 既設空調機器の調査及び報告書の作成
- (8) エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく省エネルギー措置の届出
- (9) 騒音計算書の作成
- (10) その他必要成果品

4 設計に関する事項

準拠すべき基準等

(1) 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・公共建築工事積算基準 平成27年版
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ・特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化に関する指針

(2) 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築工事標準詳細図

(3) 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- ・公共建築工事見積標準書式(建築工事編)

(4) 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)

- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引き

(5)設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(6)その他

- ・その他準拠すべき図書

留意事項

- ・設計書は営繕積算システム RIBC2 により作成する。
内訳書ファイルの作成に必要な名称データ等については、監督員が供与する。
- ・空調機の選定に当たっては、省エネ性能、操作機能並びに学校の外気温、室内条件等に配慮すること。また、海岸近接地域については、塩害対策も考慮すること。
- ・空調機器設置に伴う既設部分の建築改修、または、設備器具（照明、感知器等）の移設が必要な場合、その処置についても本設計に反映すること。
- ・工事発注が、各学校単位に分けて実施できるように市監督員と綿密に調整して、図面及び積算図書の作成に当たること。
- ・室外機の設置位置については敷地境界における騒音を考慮したうえで決定すること。
- ・屋上階に室外機の設置が必要な場合は構造計算等の検討を行った上で設置の可否を判断すること。
- ・空調機新設に伴い受変電設備の改造が必要な場合はパッケージエアコン1台（6馬力程度）を将来的に増設可能な設計とすること。またGHPを採用する学校についても同様に増設を見込んだ配管径とすること。
- ・空調機の集中管理に関して職員室で一括管理できるよう設計を行うこと。
- ・改正フロン法に基づく既設空調機器の調査を行い報告書の作成を行うこと。
- ・現地調査については、市側監督員及び学校関係者に承諾を得て実施すること。

5 第1次成果品に関する事項

- (1) 図面 複写 (A3) 1部
- (2) 下記業務による成果書類 1部
 - ・各学校の現地調査
 - ・空調能力及び機器の選定
 - ・機器設置場所及び配管経路等の検討
 - ・電気容量及び電源供給に伴う配電路の検討
 - ・重量機器搬入に係る仮設計画
 - ・工事工程表の作成
 - ・概算工事金額の算定
 - ・既設空調機器の調査報告書
- (3) 提出期限 平成28年7月4日

6 第2次成果品に関する事項

- (1) 図面 (第1次成果品提出後、訂正等を行った図面)
複写 (A3) 1部
- (2) 工事内訳明細書
金額入り (RIBCデータを提出すること。) 1部
 - ・設計単価根拠記入
 - ・見積業者名記入
 - ・代価表
- (3) 積算資料
 - ・数量計算書 1式
 - ・設計単価根拠 1式
 - ・歩掛、見積書 (3社以上) 1式
- (4) その他指示による書類
 - ・騒音計算書
 - ・省エネ法に基づく省エネルギー措置の届出
- (5) 提出期限 平成28年8月8日

7 最終成果品に関する事項

(1) 図面（第2次成果品提出後、訂正等を行った最終図面）

- ・CADデータ（CD-R等にて提出） 1式
- ・複写（A3） 2部
- （A2） 1部

(2) その他

- ・現地調査資料（写真等含む） 1式
- ・打合せ記録簿 1式
- ・その他指示による書類 1式

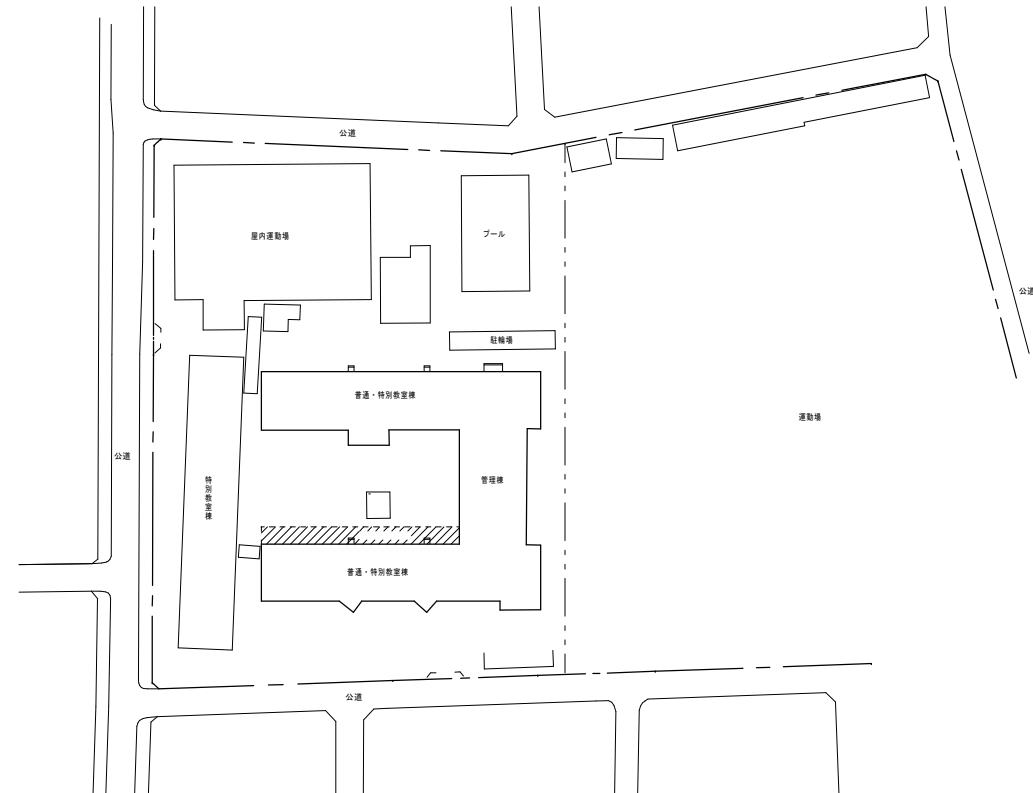
(3) 提出期限 平成28年9月5日

8 その他に関する事

- (1) 設計に際して、施設、設備並びに周辺状況等を十分調査し、設計を行うこと。
- (2) 計画・設計の各段階でコストコントロールを行いながら、経済的な設計を行うこと。
- (3) 第1次成果品提出時には、現地にて監督員に説明を行い、承認を得ること。また、積算においては、第1次成果品の承認後に行うことを原則とする。
- (4) 指定機材または指定業者に見積等を徴収する場合は、原則3社以上とし、選定については、打合せのうえ決定するものとする。
- (5) 工事に必要な官公署等への提出申請書類等については、事前に関係官公署等と打合せを行い、責任ある申請書類等を成果品として各官公署へ提出すること。なお提出時期については、担当者と協議のこと。
- (6) 参考図書の貸し出しは、監督員に申し出ること。ただし、無い場合は、現地調査のこと。なお受注者は、貸与資料の管理について責任を持ち、万一破損した場合は、受注者の責任と負担で修復し返却すること。
- (7) 提出書類は、強固なファイルに整理のうえ提出すること。
- (8) 電子データは、ファイル毎に整理して、CD-Rにて提出すること。
各データのファイル形式は、原則として、
 - ・CADデータ → JWW、DWG又はDXF形式
 - ・CADイメージデータ → PDF
 - ・積算データ → RIBC2 Excel
 - ・文書データ → Word
 とする。
- (9) 各設計図書の原図は、全て津市に提出すること。また、成果品及びその版権は全て発注者の所有とし、発注者の書面による承諾を得ないで他に公表貸与又は使用してはならない。
- (10) 設計図書提出後も、設計書に疑義が生じたり、その必要が生じた場合は、隨時打合せを行うものとする。

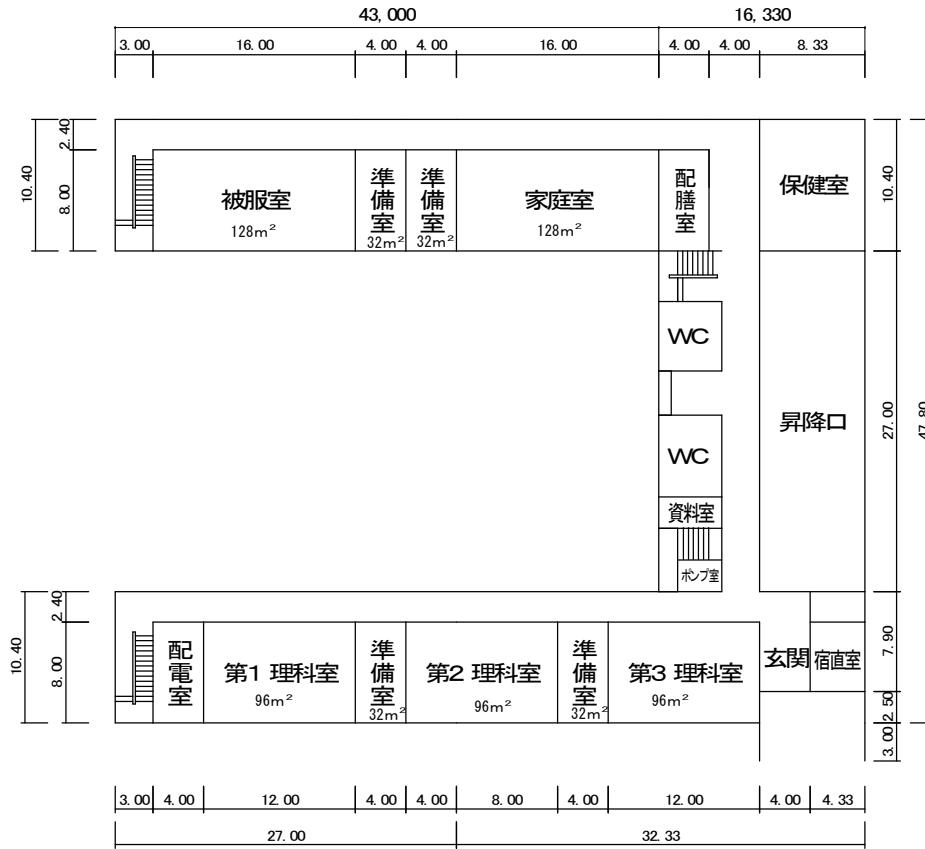


位置図

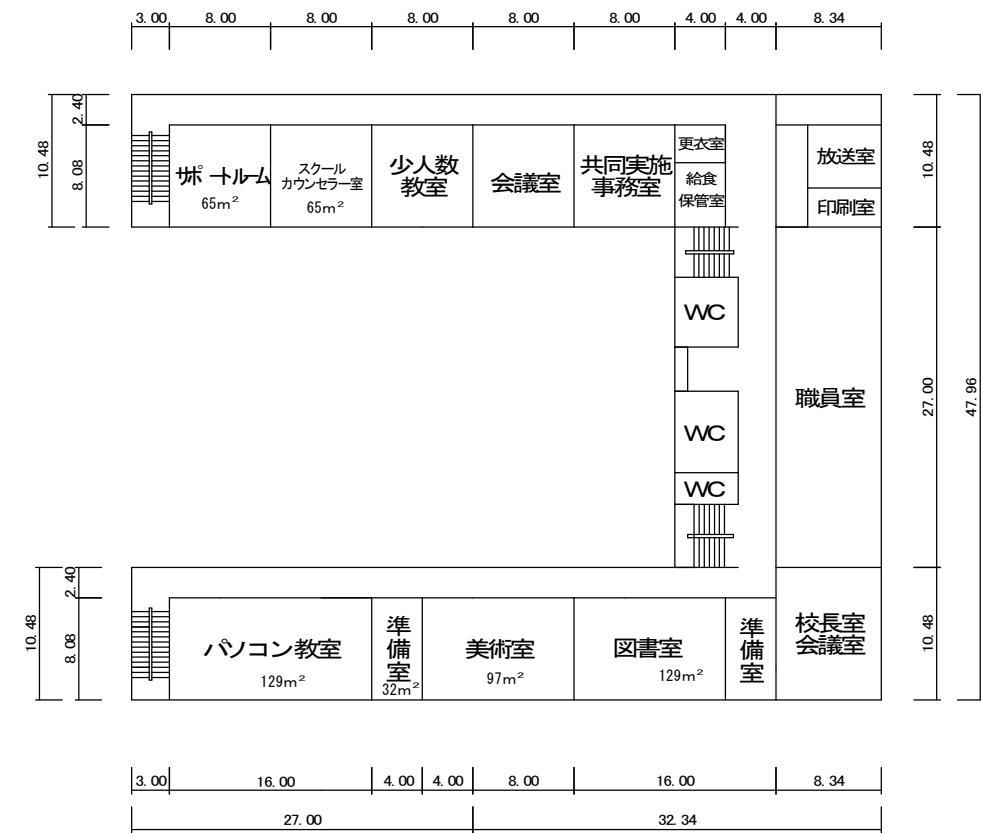


配置図

1 階

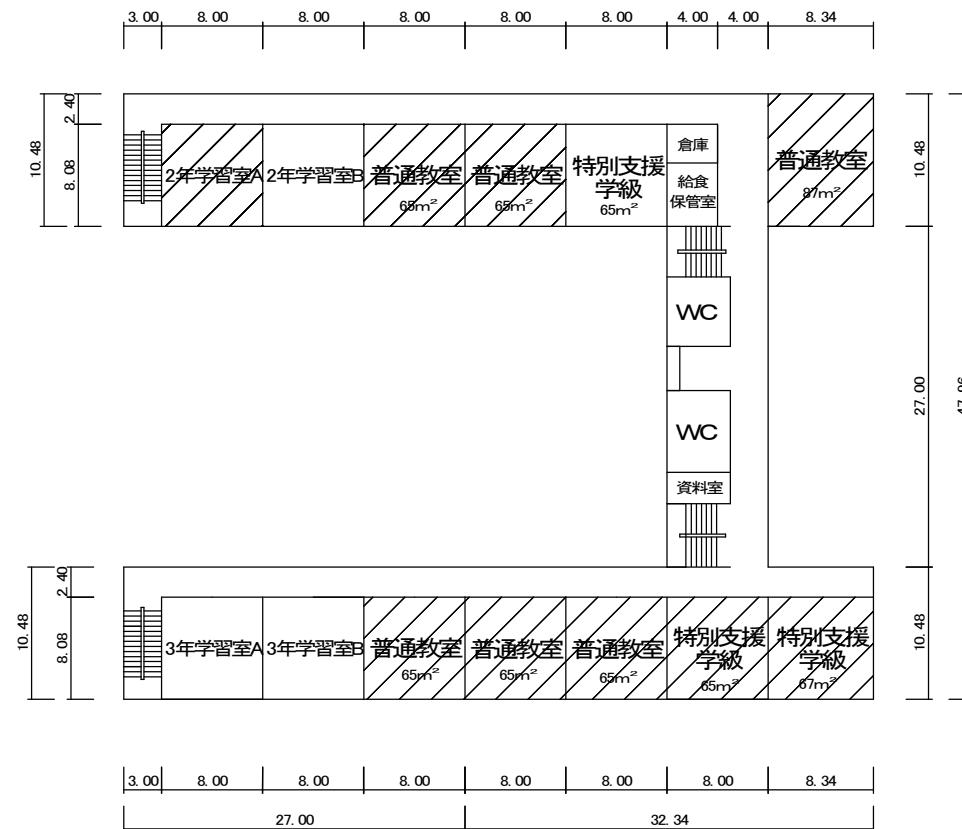


2 階

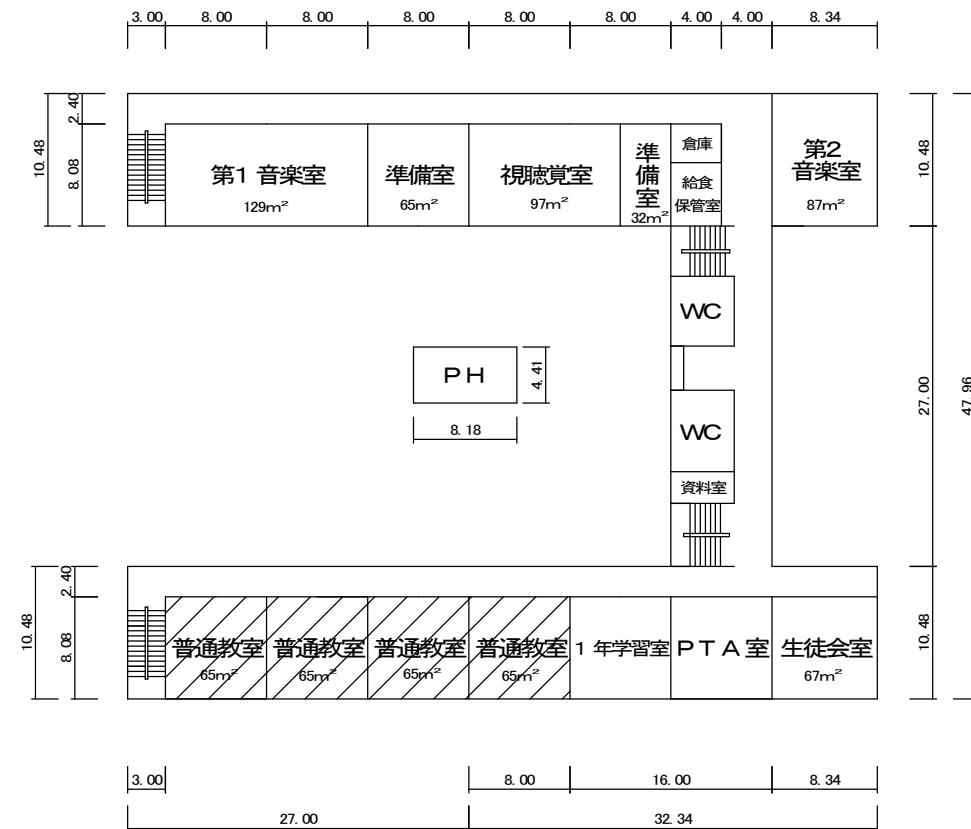


凡例

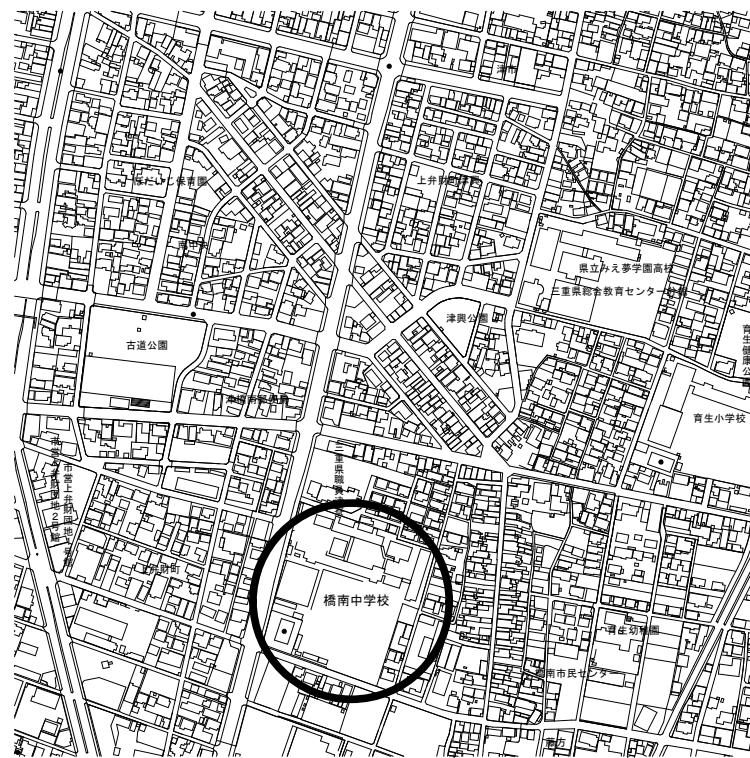
3階



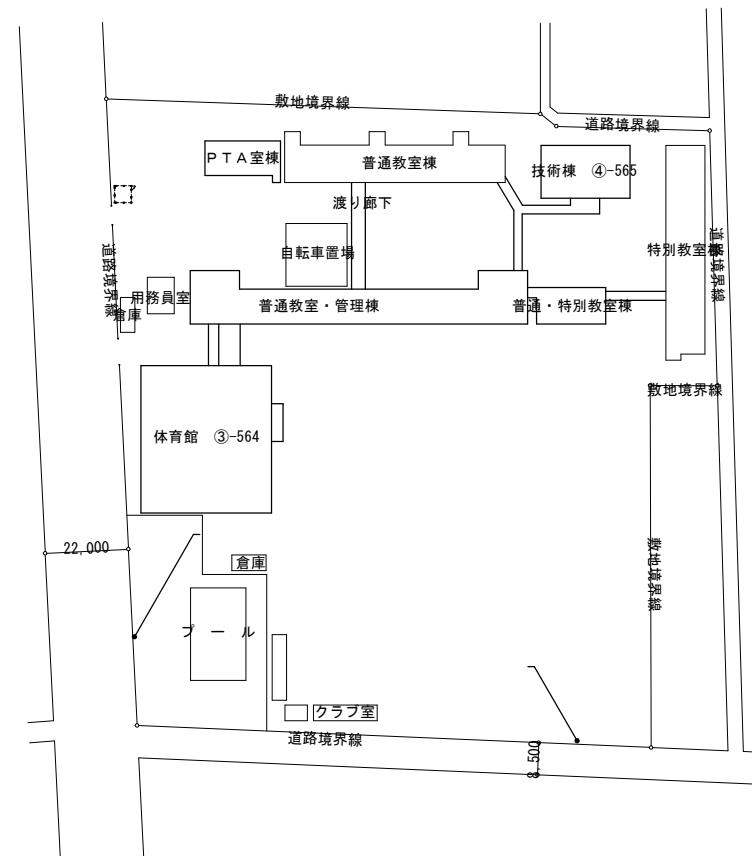
4階



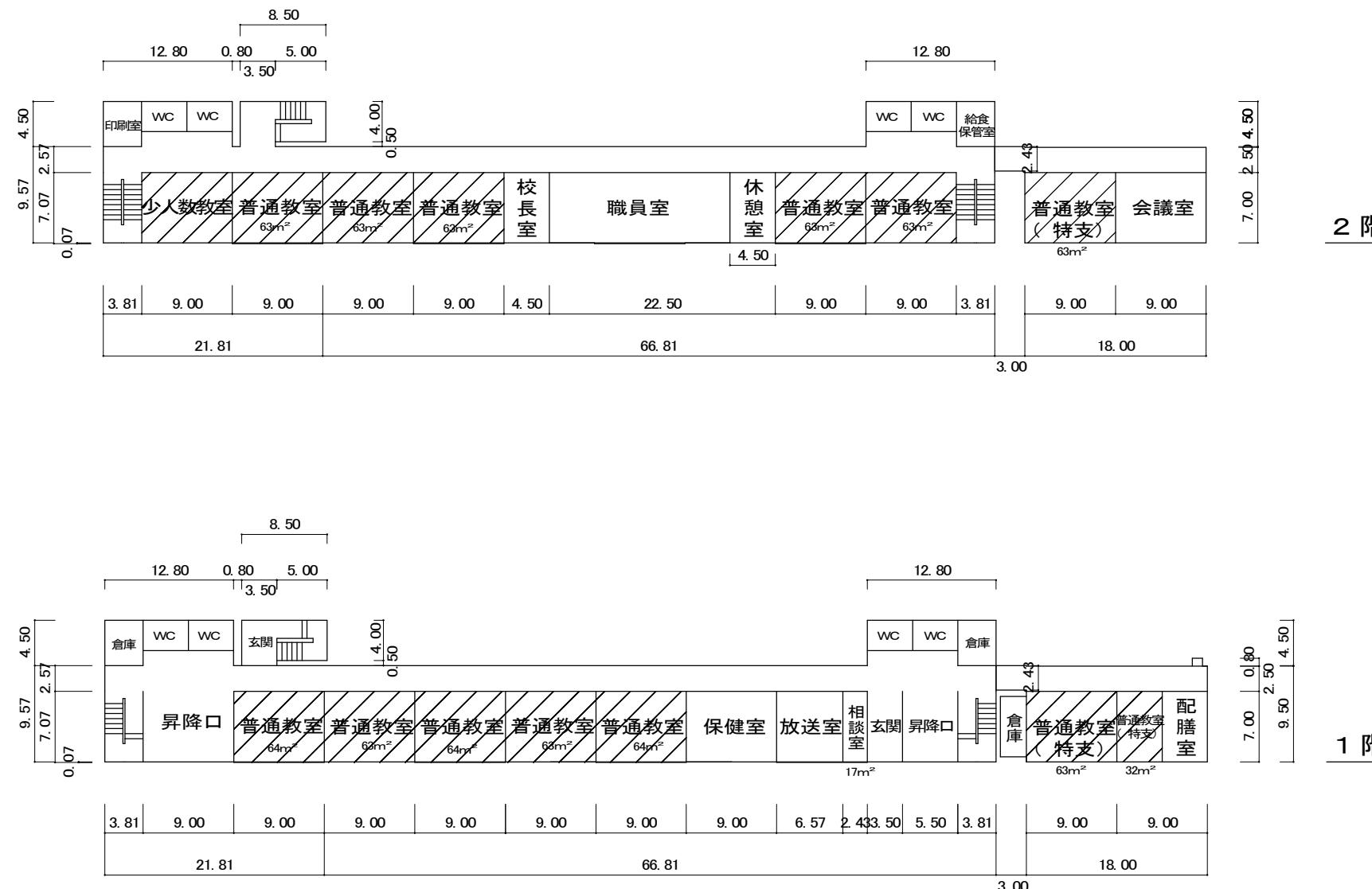
凡例
□ : 設置予定教室

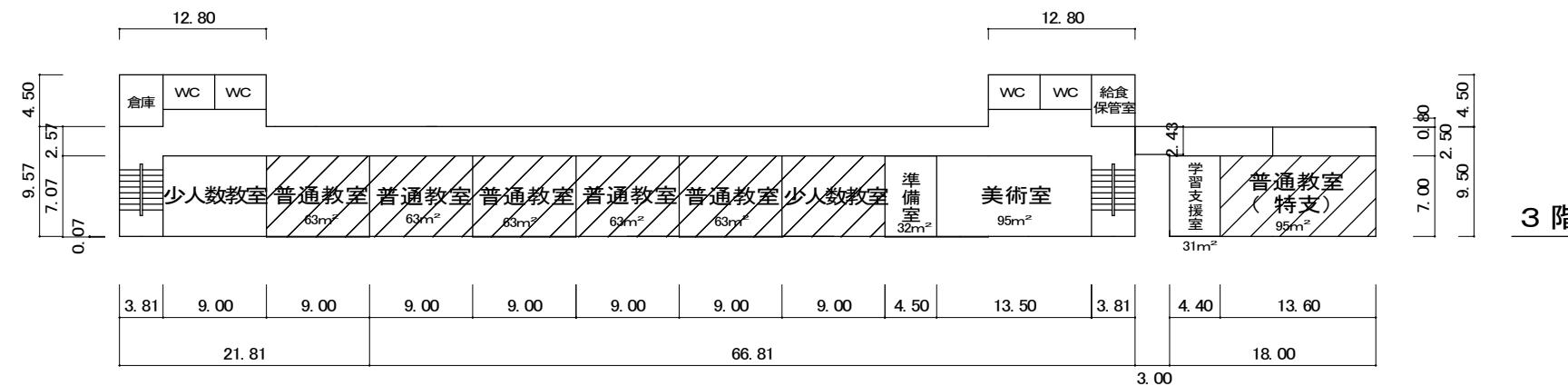
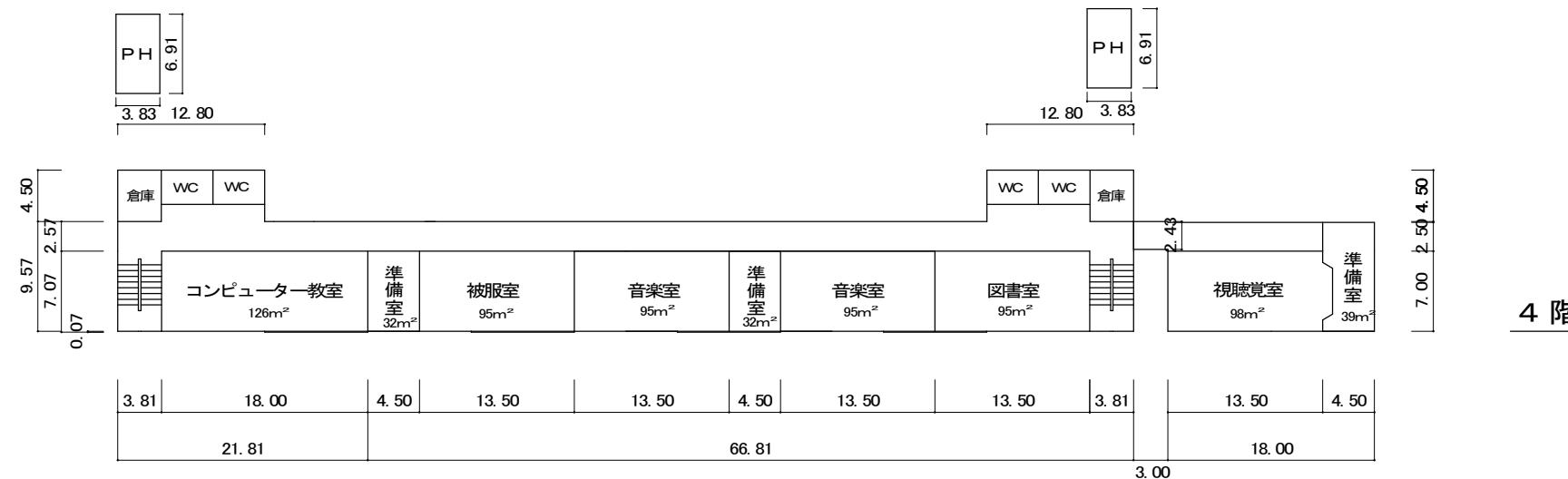


位置図

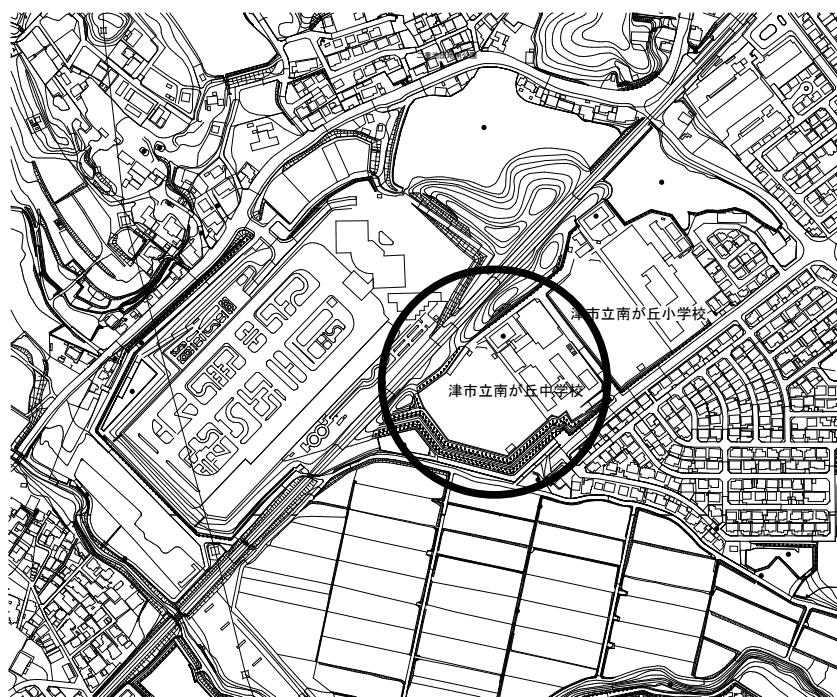


配置図

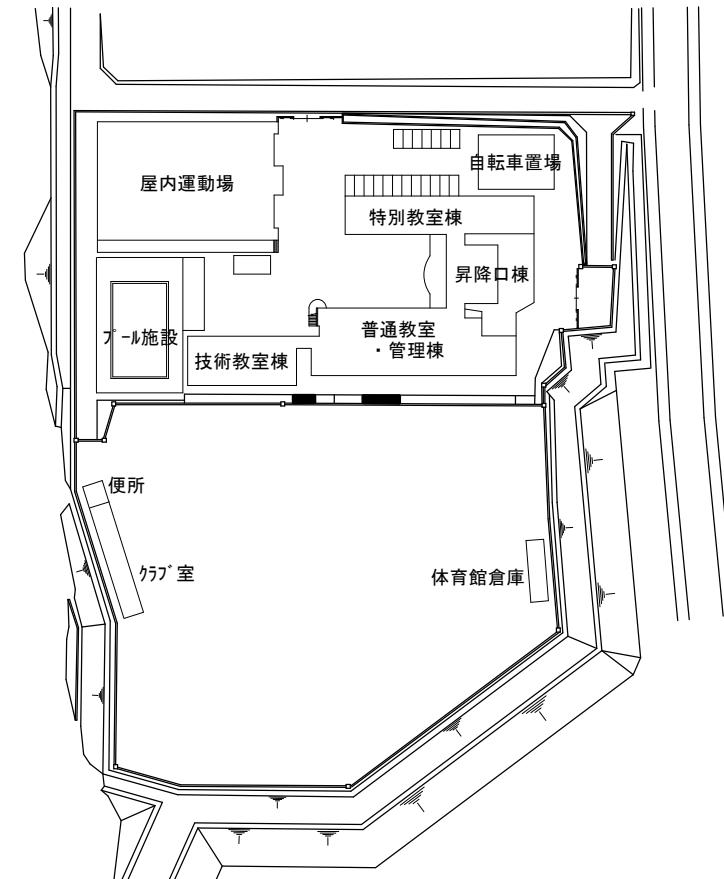




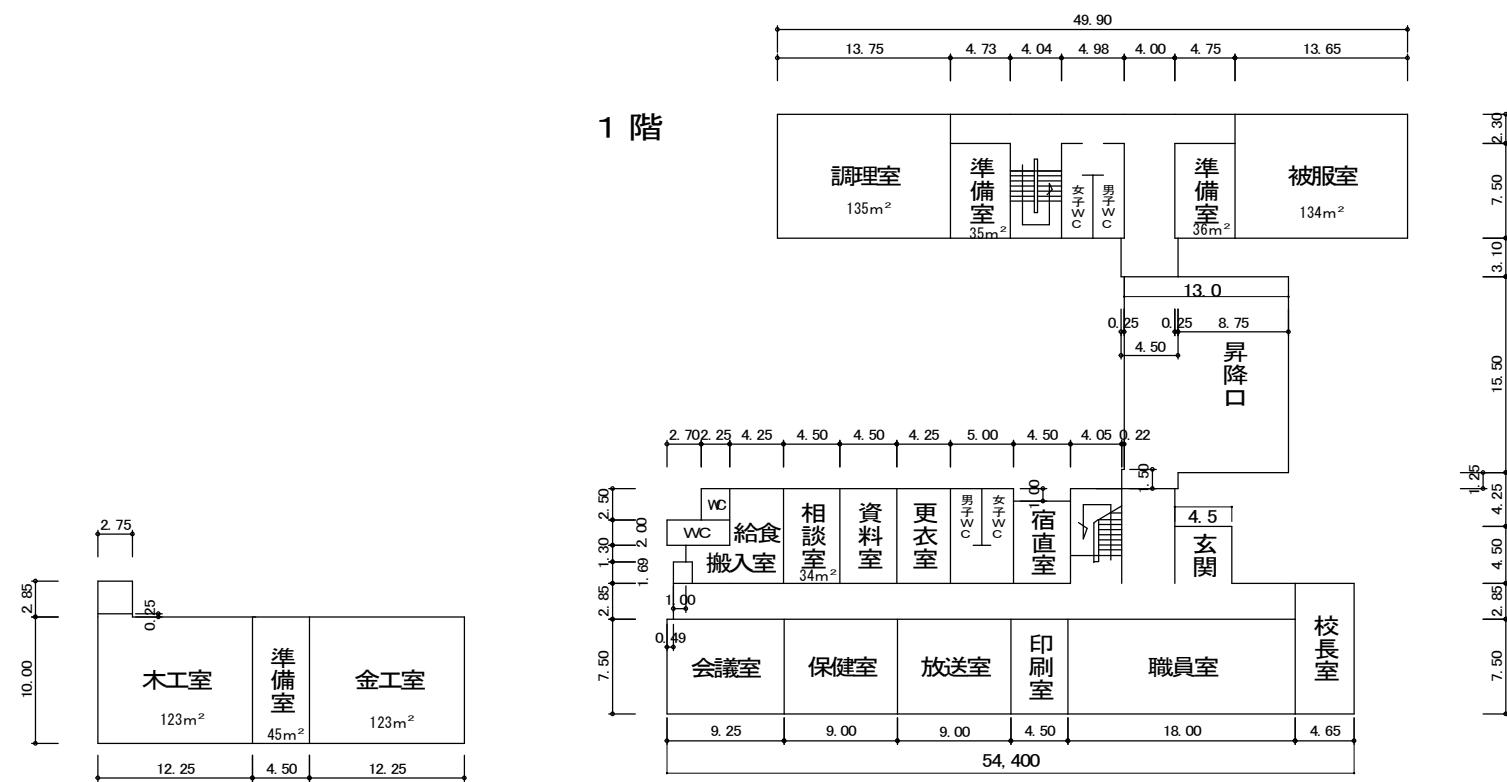
凡例



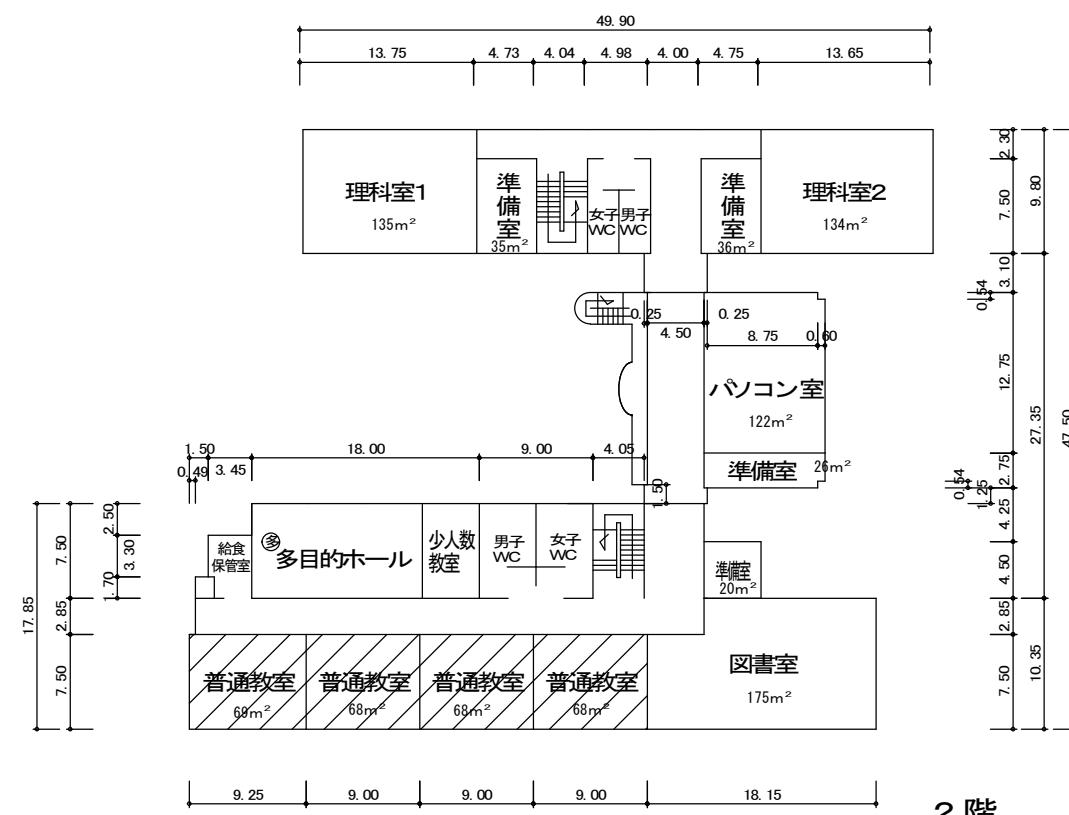
位置図



配置図

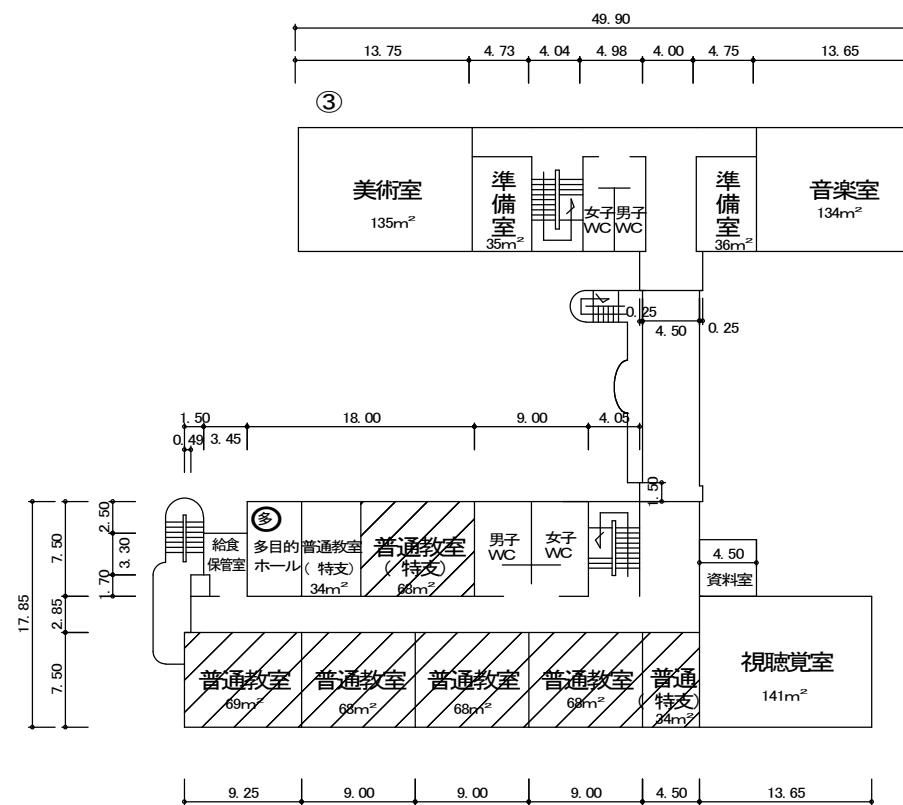


凡例
□ : 設置予定教室

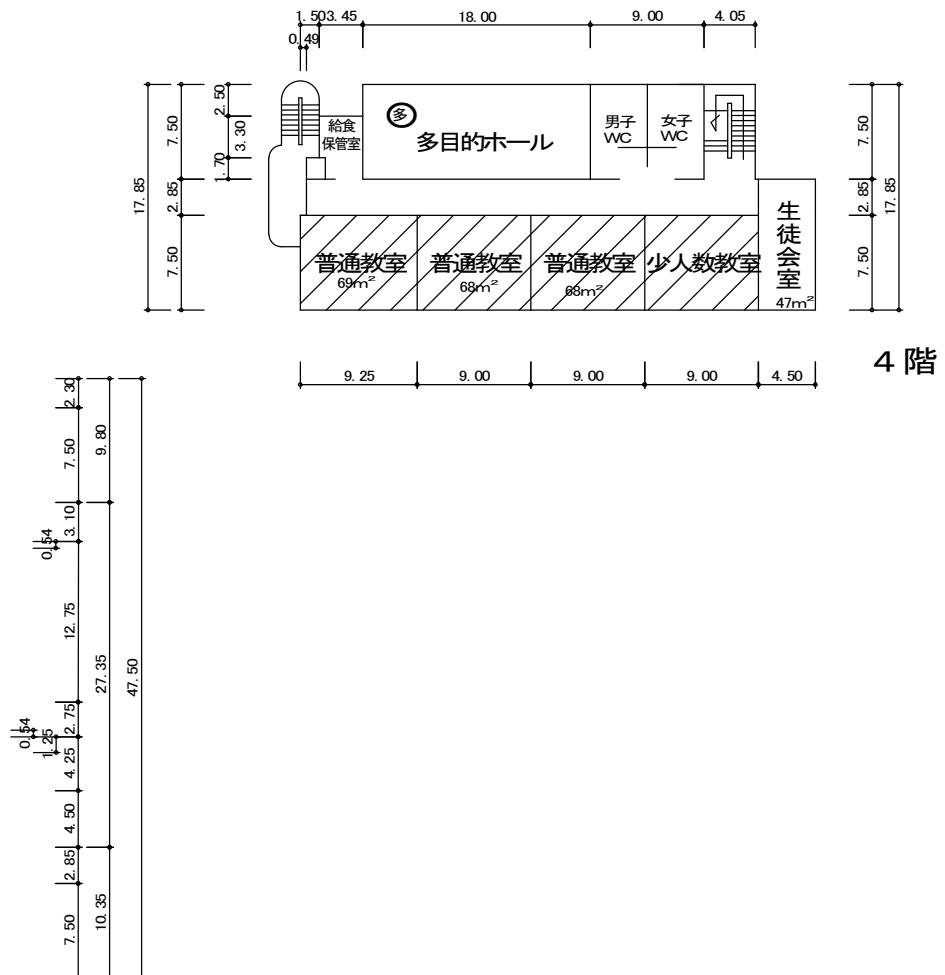


2階

凡例
 : 設置予定教室

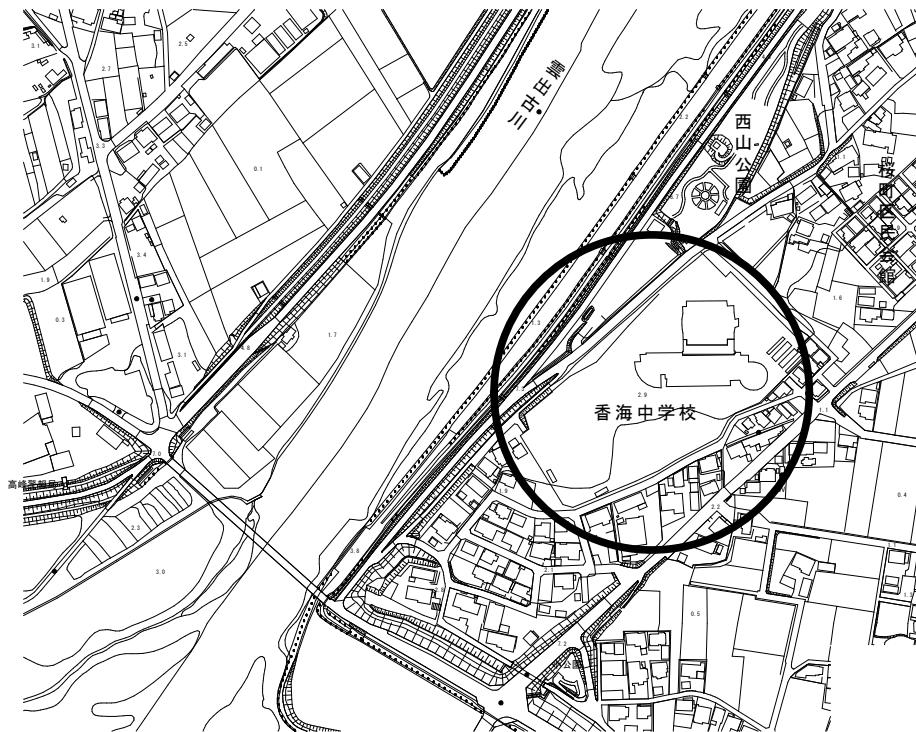


3 階

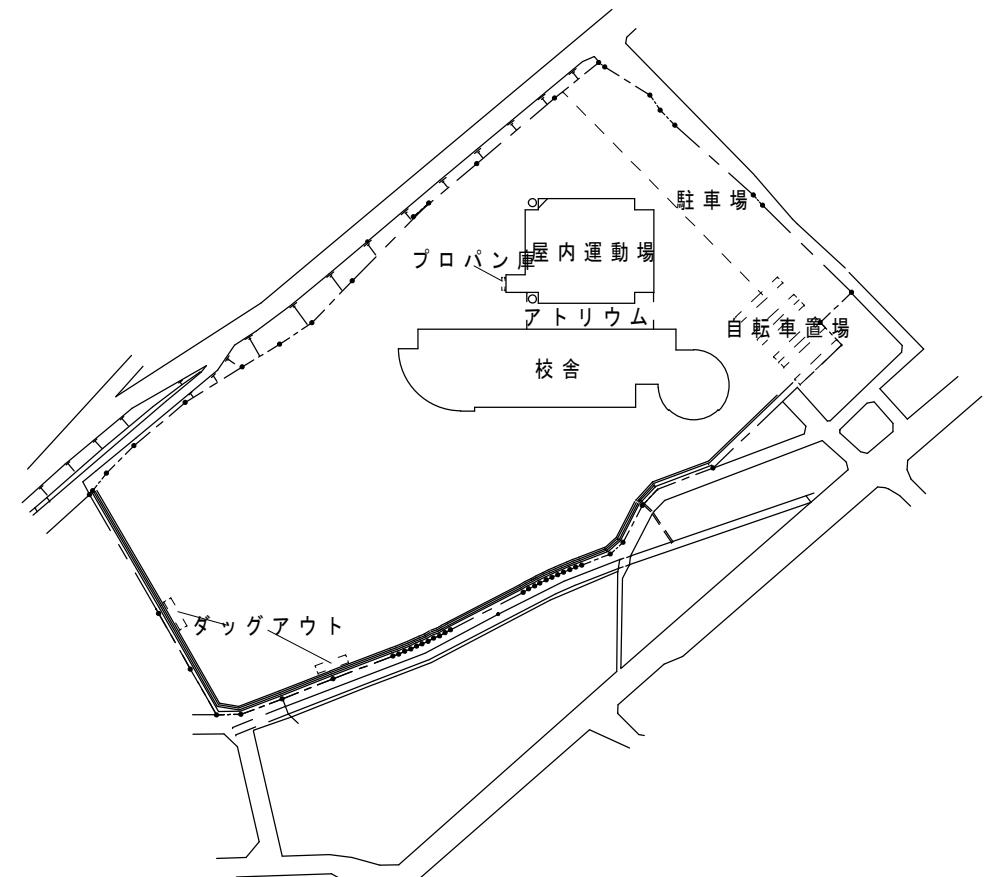


4 階

凡例



位置図



配置図

